

情報共有システム運用ガイドライン

(目的)

佐賀県では、受発注者間の業務効率化(工事関係書類の電子化による業務効率化、管理資料作成の負担軽減等)を図るため、情報共有システム(ASP方式)の利用を推進する。

「ASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)方式」とは、情報共有システム提供者(ASPベンダー)が情報共有システムの機能をネットワーク経由で提供する方式をいう。

(対象工事)

佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部が発注する全ての工事を対象とし、受注者が希望した場合はシステム利用を行うこととする。

(利用可能な情報共有システム)

動作環境を確認した結果、以下の情報共有システム提供者のシステムについて、利用可能とする。

- ・株式会社現場サポート(現場クラウド for サイボウズ Office)
- ・株式会社建設システム(工事情報共有システム)
- ・川田テクノシステム株式会社(base page)
- ・株式会社アイサス(information bridge)
- ・株式会社ビーイング(Being Collaboration)
- ・株式会社建設総合サービス(電納 ASPer)

ただし、前述の情報共有システム以外を利用する場合は、佐賀県の様式や情報セキュリティの問題等の条件があるため、受注者は発注者と協議を行うこと。

(システム利用料)

情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)は、土木工事標準積算基準書及び治山林道必携の共通仮設費率計上分(技術管理費)に含まれている。その他の積算基準書では共通仮設費率に記載されていないが、別途積み上げ等による計上はしないものとする。

(特記仕様書への明記)

特記仕様書において、情報共有システムが利用可能である旨を明記するものとする。

特記仕様書記載例

第 項 情報共有システムについて

受注者は、情報共有システム(ASP方式)を利用する場合、監督員に使用するシステム、パスワードなどシステム使用に必要な情報を打合せ簿で提出する。

なお、利用にあたっては、「情報共有システム運用ガイドライン」に基づき行う。